

京都工芸繊維大学松ヶ崎祭実行委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は松ヶ崎実行委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所属)

第2条 本委員会は本学の学園祭である「松ヶ崎祭」を本学生、課外活動団体、近隣住民、地域及び他大学学生に楽しめるものとして開催するために、その実施に必要な企画、運営、広報及びその他の一切のを行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本委員会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 松ヶ崎祭の前条目的に合致するための企画運営及び事務局としての業務
2. 各部活・サークルへの松ヶ崎祭への参加促進
3. 全学部生への学園祭普及に貢献する事業
4. その他本委員会の目的達成のための必要とされる業務

(活動期間)

第4条 活動期間は開催年度4月から翌年3月までとする。

(委員)

第5条 本委員会の事業目的に興味を持ち、松ヶ崎祭の企画運営に携わりたい意思を持ち入会希望を申し出た者のうち、以下の条件を勘案の上、役員会が承認するものとする。

1. 第10条を実行できるか検討すること
2. 委員数は必要以上に増やさないこと

(役員)

第6条 本委員会に下記の役員を置く。役員の任期は4月から翌年3月までとする。また、次期委員長・副委員長の選任は、任期満了（3月末）までに行うものとし、学生支援・社会連携課長に報告しなければならない。

1. 委員長（1名）
2. 副委員長（2名）
3. 会計（1名）
4. 会計補佐（1名）
5. 主務係

(役員の選任)

第7条 役員は第9条に定める総会の互選によって選考され、学友会中央委員会によって承認される。

(組織)

第 8 条 本委員会に下記の部署を置く。各部署の事業、構成に関することは別にこれを定める。

1. 広報部
2. 企画運営部

(会議)

第 9 条 本委員会の決定事項は下記のいずれかの会議により決定する。なお、いずれの会議も過半数の出席で成立し、出席者の過半数により議決する。

1. 総会・・・本委員会の全委員による会議
2. 役員会・・・第 6 条に定める役員による会議

(委員の義務)

第 10 条 本委員会として第 2 条に定める一切の行為に協力する義務及び以下の義務を負う。

1. 委員会委員として総会に参加すること
2. 松ヶ崎祭に関する事業を行うこと
3. 本委員会の目的に従って活動を行うこと

(会計年度)

第 11 条 本委員会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。ただし、松ヶ崎祭毎に決算書を作成する。

(予算及び決算)

第 12 条 予算及び決算は委員長と会計の審査を経て学友会に提出し、監査の後認められた場合に賦課される。

(経費の支弁)

第 13 条 経理方法に関する細則は別にこれを定める。

(退会)

第 14 条 諸事情により退会を希望する者は、委員会の定める退会届の手順に従い退会する。

(最高意志の決定)

第 15 条 第 10 条に反した行動を行った場合、役員会の決議にて除名することができる。その際委員長は全委員に報告責任を負う。

(活動場所)

第 16 条 大学・学生支援・社会連携課より貸与を受ける課外活動団体用クラブ BOX の本委員会委員の利用に関しては「京都工芸繊維大学課外活動団体施設使用要項及び本学関連規約」に従うものとする。

(規約の改正)

第 17 条 規約の改正は役員会と学友会中央委員会の決議をもって行う。

(細則)

第 18 条 本委員会の会務に必要な細則及び規約以外の規定等は総会の議決をもって行う。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日に制定する。

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。